平成２５年（フ）第５５６０号
東京都足立区小台２丁目51―７　松本方
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６４号
東京都大田区大森北６丁目３―６―105
債務者　太田　尚男
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７１号
東京都立川市砂川町８丁目69―10
債務者　上薗　豊
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７３号
東京都世田谷区岡本３丁目23―21　第１若葉荘２号室
債務者　豊永盛史郎
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目７番11号
債務者　原島　靖
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８８６号
神奈川県綾瀬市小園２番地１　グランス小園B202
債務者　松本　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５８号
横浜市西区戸部本町17番15号　山富士荘203号
債務者　濱野　昇
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６９号
横浜市港南区港南台２丁目１番14―705号
債務者　濱村　賢吾
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４２９号
東京都新宿区西新宿４丁目30―１―204　ハイツジョイ204
債務者　小坂ゆかり（旧姓井汲）
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２８号
東京都墨田区文花１丁目26―23―306
債務者　狩野三千代
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２号
静岡市清水区折戸３丁目19番40号　清水松風荘、旧住所静岡市清水区月見町４番20号
債務者　萩原　大作
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１０号
大阪市西淀川区中島１丁目１番８号　グランドハイツ205号室
債務者　細川　輝夫（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９２号
大阪府枚方市印田町43番15―206号
債務者　金子　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３３号
静岡県浜松市中区早出町206番地の１　ナタリーヒルズ203
債務者　土濱　優子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６４１号
福岡県古賀市谷山1060番地14
破産者　株式会社ケイテック
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部